

会員・会費規程

第1条 (目的)

本規程は一般社団法人日本中華總商會（以下「本会」という）定款『第3章 会員』（第5条から第12条まで）で定義した本会の会員（社員）おのこの位置付けや、入会金、会費及び賛助金（以下総じて「会費」という）及びその納付方法、金額（附則）などを定めることを目的とする。

第2条 (会員)

定款第5条で定義し、本会の正会員、賛助会員及び特聘会員は『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』上の社員とし、各1個の議決権を有する。

- 2 本会の正会員には、企業正会員、個人正会員、団体正会員、そして分会正会員（以下「分会」という）があり、賛助会員には、企業賛助会員、個人賛助会員、団体賛助会員がある。

第3条 (分会)

分会はその法人格の有無にかかわらず、本会の主導において設立する日本国内の地域 毎の華僑・華人経済団体である。

- 2 分会は本会の直属機関として、本会理事会と別途締結する覚書に基づき、その地域名を冠した「中華總商會」の名称及び本会の会章を使用することを可とする。
- 3 分会は本会との協同を前提に、自ら会員の募集および各種事業活動を行う。また独自にその会費基準を設けてその所属する会員から会費を徴収する。
- 4 分会に所属する会員は一律して本会の見做し会員とし、本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。
- 5 見做し会員は本部の事業活動に於いて、本部の会員と同等な待遇を享受する。但し一部有償活動に関しては本部の会員と若干な区別を付けることがある。
- 6 分会はその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任する権利と義務を有する。人数及び役職は必要に応じて別途相談のうえ決定する。なお、分会を代表し、本会の役員に就任する上記の者は分会とは別に1個の議決権を有し、またその役職に応じた会費を支払う義務がある。
- 7 本会は必要に応じて分会に役員を派遣・就任させることができる。詳細は両者協議のうえ都度定めるとする。

第4条 (団体会員)

本会の団体正会員は本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、各種在日華僑華人経済団体である。

- 2 本会の団体賛助会員は本会の事業に対し支援する意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体である。
- 3 団体正会員及び団体賛助会員（以下「団体会員」という）は本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。
- 4 団体会員の所属会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。
- 5 団体会員は本会との合意の下でその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任することができる。人数及び役職は必要に応じて別途相談のうえ決定する。なお、その団体を代表して本会の役員に就任する者はその団体と別に1個の議決権を有し、またその役職に応じた会費を支払う義務がある。

第5条 （特聘会員）

本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、理事会が議決し特別に招聘する海外（特に中国）の法人企業または経済関連団体である。本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。

- 2 特聘会員の授業員または会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。
- 3 特聘会員は本会との合意の下でその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任し、その議決権を行使することができる。なお、その役員会費は新たに生じない。

第6条 （聯誼会）

本会の元会員や関係者を中心に海外で構成される聯誼会を本会の団体正会員として受け入れる。

第7条 （協力団体）

本会と同種の目的をもち相互協力を行う経済関連団体。但し社員資格は有しない。

第8条 （会費）

定款第7条で定めた本会の社員は、定款第9条で定めた通り、理事会で議決した特別免除の場合を除き、会費を納める義務がある。

- 2 会費の金額は、附則の会費基準で定める。
- 3 分会の会員はその理事会が定めた会費基準に従い、分会に会費を納める。その会費は分会の事業発展のために使われ、本部に納めることはしない。
- 4 分会または団体正会員、団体賛助会員から本会の役員に就任する場合、その負担の軽

減を図るために、本会に納付するその役員会費は附則の会費基準に従い、分会または団体会員の役員会費基準を適応する。

第9条 （会費の算定期間）

入会金を除く会費の算定期間は、事業年度と一致する一年間とする。

- 2 入会金を除く会費は入会日（承認日）の翌月から発生する。
- 3 入会金は入会時に一度のみ発生する。

第10条 （会費の納付）

会費は請求書で指定の納付期日内に一括支払わなければならない。分納、物納は認めない。

- 2 会費は請求書指定の金融機関の口座に振り込む。

第11条 （中途入会者の会費）

事業年度の後半の中途に入会した会員の入会金を除く会費は、附則の会費の基準額に入会日の属する月の翌月から事業年度末までの月数の年間に占める割合を乗じて計算した金額とする。

- 2 月割りで1,000円未満の場合繰上げて計算した金額とする。

第12条 （会費の延納、免除）

会員は自然災害等により、事業が①一時的に困難な状況、または②回復に相当な期間を要する事態に陥っている場合、書面で当該年度の会費の延納、または免除を申請することができる。但し、申請対象は当該年度の会費のみであり、往年または将来の会費の延納、免除を申請できない。

- 2 理事会はその申請を審議し、承認、または免除から延納へ若しくはその逆の変更、或いは却下の議決を行う。
- 3 前項の議決は当該会員の当該年度会費に関する最終決定であり、原則同一議案を二審しない。
- 4 会費の延納及び免除は連続2年までとする。それ以上の延納、免除は認めない。
- 5 延納の会費は、当該年度の翌年に納付しなければならない。

第13条 （滞納と未納）

会費は納付期日内に納めない場合、本会からその催促を行う。

- 2 会費は事業年度が終了してもなお支払われない場合、その未納会費は本会に対する債務とする。

- 3 本会理事会は再三の催促にも関わらず、会費を納めない会員に対し、本会定款に基づいて処分する権利を有する。

第14条 (その他)

本規程に規定するものの外、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

I. 会費基準

本基準は、総会の決議に則って本会本部所属会員の会費を規定するものである。分会所属会員の会費については、本基準を参照してその理事会が定めるものとする。

1. 正会員入会費・会費

- (1) 企業正会員 6万円・6万円
- (2) 個人正会員 2万4千円・2万4千円
- (3) 団体正会員 6万円・6万円
- (4) 分会正会員 入会費なし。会費はその規模と影響力に応じ、6万円または12万円または24万円

2. 賛助会員入会費・会費・賛助金

- (1) 企業賛助会員 5万円・5万円・1口5万円で1口以上
- (2) 団体賛助会員 5万円・5万円・1口5万円で1口以上
- (3) 個人賛助会員 2万円・2万円・1口2万円で1口以上

3. 特聘会員会費・入会金

- (1) 企業特聘会員：8千人民元・8千人民元

4. 協力団体会員会費はなし（相互免除）

5. 役員会費（会員会費が本基準1.に基づき、別途発生する）

- (1) 理事 20万円。但し、分会または団体会員から就任の場合10万円
- (2) 常務理事 40万円。但し、分会から就任の場合15万円、
団体会員から就任の場合20万円
- (3) 副会長 80万円。但し、分会から就任の場合20万円、
団体会員から就任の場合40万円
- (4) 常務副会長 120万円。但し、分会から就任の場合40万円、
団体会員から就任の場合60万円
- (5) 理事長 150万円
- (6) 会長 200万円
- (7) 賛助会員が役員就任の場合、本基準2.で規定したその賛助金が免除される。

6. 名誉職会費

- (1) 最高顧問 20万円
- (2) 名誉会長 20万円

7. 特聘理事（含む会員会費）

- (1) 特聘理事 1万5千人民元
- (2) 特聘常務理事 2万5千人民元
- (3) 特聘榮譽顧問 5万人民元

II. 制定と施行

本会費基準は平成31年3月15日の社員総会にて承認され、直ちに施行された。

本規程は令和4年3月10日に会務委員会によって制定され、会費基準の改訂と共に、3月23日理事会の決議によって承認された。同3月23日の社員総会にて決議され、直ちに施行する。

III. 改廃履歴

この規程の改廃は、理事会の決議による。